

## 令和4年度 固定資産価格の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧 について

◎「固定資産価格の縦覧」  
今年度の土地・家屋の価格が自由にご覧になれます。

この縦覧制度により、期間中に限り納税者の方が所有する土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較することができず。  
〔縦覧期間〕  
5月31日（火）まで  
（ただし、閉庁日を除く）  
〔縦覧時間〕  
午前8時30分～午後5時15分  
〔縦覧場所〕 住民課窓口  
〔縦覧できる方〕  
町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者

○固定資産税の納税義務者  
本人が所有している固定資産  
○借地・借家人の方  
借地・借家対象の固定資産  
〔縦覧や閲覧の申請に際して必要なもの〕  
・本人の場合：運転免許証など本人確認のできるもの  
・代理人の場合：委任状および代理人の本人確認のできるもの  
\*同居の家族の方でも、納税者本人以外は代理人の場合と同様となります。  
・借地・借家人の場合：賃貸借契約書またはその写し、本人確認のできるもの  
※問い合わせは、住民課

◎「固定資産 課税台帳の縦覧」  
固定資産課税台帳は、年間を通して閉庁日を除く毎日、閲覧できます。

☎ 83・2190

## 年金のお知らせ

### ◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによってつぎの3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を經由して行います。  
\*会社を退職したときは、第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。  
◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和4年度の国民年金保険料は、月額1万6590円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もありません。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限までに納めま

〔第1号被保険者〕 20歳以上60歳未満の農業者、自営業、学生、フリーター、無職の方など。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の窓口で行います。  
〔第2号被保険者〕 会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。  
〔第3号被保険者〕 第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者

しゅう。  
※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30・3410  
住民課 ☎ 83・2182

## みんなの情報局

### ◎サッカー教室参加者募集

ジュニア育成地域推進事業の一環として、小学生・中学生・高校生を対象にサッカー教室を開催します。  
〔日時〕 4月13日（水）からの毎週水曜日（午後4時から）  
〔会場〕 氷川小学校（校庭・体育館）  
〔対象者〕 小学生・中学生・高校生（成人の方の参加可）  
〔内容〕 基本練習から簡単な試合まで  
〔参加費〕 500円  
\*運動のできる服装で参加をお願いします。  
※申し込み、問い合わせは、氷川FC代表 宇佐美敏郎 ☎ 83・2403